

非防爆携帯型電子機器使用に係るガイドライン

鹿島臨海工業地帯の事業所内における第2類危険箇所において、非防爆携帯型電子機器を使用する際は、基本的に以下の内容を遵守したうえで、関係機関と協議を行うものとする。

1. 防爆構造の適用範囲において、非防爆携帯型電子機器を使用する場合は、既設の固定型ガス検知器及び非防爆携帯型電子機器の操作者自らが携帯するポータブルガス検知器等により、可燃性蒸気等がないことを確認する。
2. 可燃性蒸気等の異常発生時における安全措置については、次のいずれかの対策を講ずる。
 - ①可燃性蒸気等の異常発生時における安全措置については、非危険場所又は内圧室等の安全が確保された場所へ退避する。
 - ②可燃性蒸気との接触を避けるため、非防爆携帯型電子機器をBOX等に投入退避させる。
3. 事業所全体で非防爆携帯型電子機器の管理体制を整える。
 - ①非防爆携帯型電子機器をリスト等に整備する。
 - ②非防爆携帯型電子機器をどの危険箇所で使用するかを管理側及び操作側の双方が周知しておく。
4. 使用上の留意事項
 - ①非防爆携帯型電子機器を持ち込む危険場所を書類等で事前に確認する。また、可燃性蒸気等が発生した場合の退避場所等も事前に確認する。
 - ②計器室等の管理する者と非防爆携帯型電子機器を操作する者が、常に連絡を取れる体制が整っているか事前に確認する。
 - ③肩掛け紐付きカバー等により、非防爆携帯型電子機器の落下防止措置を講じる。
 - ④ポータブルガス検知器等を携帯する場合は、作業前にポータブルガス検知器等が正常に動作することを確認する。
 - ⑤危険物の取り扱い作業中の者が同時に非防爆携帯型電子機器の操作を行わない。
 - ⑥非防爆携帯型電子機器の使用時、動作の不具合が発生した場合は、その場で修理等の措置を行わず、非危険場所等の安全が確認された場所で対応する。
 - ⑦火災、危険物の流出事故や可燃性蒸気等が発生した場合は、直ちに非防爆携帯型電子機器の使用を中止し、非危険場所への早急な退避措置等を行い、安全が確認されるまでの間、当該携帯機器を使用しない。
 - ⑧非防爆携帯型電子機器の操作者等の関係者に対し、操作方法や危険要因等について十分な教育を実施する。

⑨ 次のアからウに掲げる事項について、予防規程等の添付書類で明らかにする。ただし、当該事項について社内規定等がある場合は、予防規程等から社内規定に委任することができる。

ア 非防爆携帯型電子機器の仕様、保護措置

イ 非防爆携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

ウ 非防爆携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第11号関係）

スマート化推進部会の構成員

	企業・団体名	
構成員	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 鹿島地区	
	鹿島石油株式会社 鹿島製油所	
	三菱ケミカル株式会社 茨城事業所	
	信越化学工業株式会社 鹿島工場	
	J S R株式会社 鹿島工場	
	A G C株式会社 鹿島工場	
	株式会社 J E R A 鹿島火力発電所	
	鹿島共同施設株式会社	
	昭和産業株式会社 鹿島工場	
	花王株式会社 鹿島工場	
	D I C株式会社 鹿島工場	
	関東グレーンターミナル株式会社	
	中国木材株式会社 鹿島工場	
	ケイミュー株式会社 鹿島工場	
	ダイキン工業株式会社 鹿島製作所	
	三洋化成工業株式会社 鹿島工場	
	丸全昭和運輸株式会社 鹿島支店	
	東京電力パワーグリッド株式会社	
	株式会社日立製作所 茨城支店	
	事務局	鹿嶋市
神栖市		
茨城県		政策企画部 地域振興課
		防災・危機管理部 消防安全課
鹿島地方事務組合消防本部		